

除染等工事共通仕様書及び除染等関連業務仕様書 改訂内容

■除染等工事共通仕様書（第15版）

(1) 改訂方針

- ・環境省、国土交通省その他省庁の工事共通仕様書等を確認し、「除染等工事共通仕様書」に反映が必要な条項、条文について、追加や記載の修正を行った。
- ・現状の対応や体制を踏まえ、運用実態に即した記載への修正を行った。
- ・制度用語、用字用語、文体・語尾など文言や字句の統一を行った。

(2) 主な改訂内容

○第1章 総則

- ・国土交通省土木工事共通仕様書を参考にして、ワンデーレスポンス（1-1-8）、ウィークリースタンス（1-1-9）、週休二日の対応（1-1-10(1)、1-1-34(4)、1-1-35(3)、1-1-40）、工事情報の共有化（1-1-38(12)）の条項、条文を追加し、用語の定義（1-1-2(23)、(25)、(33)、(40)）、調査・試験に対する協力（1-1-20(2)）、工事中の安全確保（1-1-43(18)）の記載を修正した。
- ・現状の対応や体制等を踏まえ、工事用地等の借用（1-1-14(2)）、工事の着手（1-1-15）、施工体制台帳（1-1-17）、除染等作業員名簿・身分証明書等（1-1-26(8)）の記載を修正した。

○第5章 仮置場復旧工事

- ・現状の対応や体制等を踏まえ、畦畔復旧（5-4-3-2）、暗渠排水復旧（5-4-3-3）、高さの修復・調整（5-4-3-5）、整地・平坦化（5-4-3-7）の記載を修正した。

○第1～7章共通

- ・制度用語、用字用語、文体・語尾など文言や字句の統一を行った。

■除染等関連業務仕様書（第2版）

(1) 改訂方針

- ・環境省、国土交通省その他省庁の設計業務共通仕様書等を参考にして、「除染等関連業務共通仕様書」に必要な条項、条文について追加や記載の修正を行った。
- ・現状の対応や体制を踏まえ、運用実態に即した記載への修正を行った。
- ・制度用語、用字用語、文体・語尾など文言や字句の統一を行った。

(2) 主な改訂内容

○第1編 総則

- ・国土交通省土木設計業務等共通仕様書、発注者支援業務共通仕様書を参考にして管理技術者（1.6.6～1.6.8）、担当技術者（1.7.2、1.7.3）、照査技術者及び照査の実施（1.11.7）、検査（1.20.1）の条項、条文を追加し、照査技術者及び照査の実施（1.11.1）の記載を修正した。
- ・現状の対応や体制等を踏まえ、照査技術者及び照査の実施（1.11.6）の条文を追加し、用語の定義（1.2.40）、従事者名簿・身分証明書等（1.42.8）、履行報告（1.44）の記載を修正した。

○第2編 除染等工事監督支援業務

- ・現状の対応や体制等を踏まえ、委託監督員（担当技術者）の資格（2.4.1(5)）、確認調査（2.7.5(1)）の記載を修正した。

○第1～4編共通

- ・本編の適用範囲を明確にするため、業務の目的の記載を修正した。
- ・制度用語、用字用語、文体・語尾など文言や字句の統一を行った。